

伊佐市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 2年 6月 1日

伊佐市建設課 住宅・下水道係

1 業務の目的

本業務は、伊佐市下水道事業の経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な資産管理を図るために、本市農業集落排水事業に対する地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）に係る、農業集落排水事業固定資産調査及び評価（以下「固定資産調査及び評価」という。）、下水道企業会計移行事務手続き支援（以下「移行事務手続き支援」という。）を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 伊佐市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託
- (2) 業務内容 別添「特記仕様書」参照（特記仕様書は業務の概要や流れ、伊佐市が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。）
- (3) 履行期限 令和5年3月31日
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 平成31・32年度伊佐市「測量・建設コンサルタント等」に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている者であり、鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要領（平成20年11月1日告示第80号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者であること。
- (5) 鹿児島県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者であること。
- (6) 伊佐市が行う契約等からの暴力団排除措置に関する要綱（平成27年10月30日告示第174号）第3条に規定する入札等除外措置要件に該当しない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 技術士（総合技術監理部門－上下水道/下水道、上下水道部門－下水道）または RCCM（下水道部門）の資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

- (10) 空間情報総括管理技術者の資格を有する者を管理技術者または照査技術者として配置できること。
- (11) 公認会計士または中小企業診断士の資格を有する者を担当技術者として配置できること。
- (12) 下水道事業の法適用に係る業務（固定資産調査・評価、GIS構築、公営企業会計移行事務手続き）の経験を有する者を担当技術者として配置できること。
- (13) 下水道事業に対する地方公営企業法適用関連業務の実績を有するもので、平成27年4月1日以降、令和2年3月末迄の間において、下水道事業の法適用に係る業務（固定資産調査・評価、移行事務支援）の同種・類似業務の完了実績が以下の全ての実績を満たすこと。ただし、1件の受諾業務内に下記の業務内容が複数含まれる場合は、その内容ごとに件数を計算してよいものとする。

下水道事業固定資産調査業務実績	1件以上
下水道事業固定資産評価業務実績	1件以上
下水道事業企業会計移行事務支援業務実績	1件以上

※同種業務…農業集落排水事業固定資産調査・評価及び移行事務支援業務

※類似業務…その他の下水道事業における固定資産調査・評価及び移行事務支援業務

4 業務規模 66,330,000円以下（消費税等を含む）

なお、上記金額を超えて見積を行った場合は、失格とする。

年度別の支払い限度額は、以下のとおりとする。

令和2年度	26,045,000円（消費税等を含む）
令和3年度	24,723,000円（消費税等を含む）
令和4年度	15,562,000円（消費税等を含む）

5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和2年6月 1日（月）
参加表明書等の提出期限	令和2年6月 15日（月）
質問受付期間	令和2年6月 1日（月）～6月 24日（水）
質問回答日	令和2年6月 11日（木）～6月 29日（月）
技術提案書提出要請（参加資格審査通知）の通知	令和2年6月 22日（月）
技術提案書等の提出期限	令和2年7月 3日（金）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年7月 20日（月）
特定結果の通知	令和2年7月 21日（火）
契約締結	令和2年8月 上旬

（※ スケジュールについては、変更になる場合があります。）

6 提出書類、提出部数及び提出期限等

No.	提出書類	提出部数	提出期限	備考
1	参加表明書に対する質問書	—	令和2年6月 8日（月） 午後5時まで	様式-2を使用

2	プロポーザル参加表明書	1部	令和2年6月15日(月) 午後5時まで	様式-1
3	会社概要	1部	令和2年6月15日(月) 午後5時まで	様式-4
4	業務実績調書	1部	令和2年6月15日(月) 午後5時まで	様式-5
5	技術提案書に対する質問書	—	令和2年6月24日(水) 午後5時まで	様式-2
6	技術提案書(一式)	10部 (正本1部、 副本9部)	令和2年7月3日(金)午 後5時まで	様式-3～様式 -16を使用

★様式は別紙「伊佐市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託様式集」参照

7 プロポーザル参加表明書について

- (1) 参加募集 伊佐市 HP (<https://www.city.isa.kagoshima.jp/>) において公表する。
市役所及び各支所の掲示場において公告する。
- (2) 書式等 指定の様式による(様式-1)(様式-4)(様式-5)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)
持参の場合、伊佐市役所閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。(持参・郵送共に提出期限内必着)
- (4) 提出期限 令和2年6月15日(月) 午後5時まで
- (5) 提出先 伊佐市建設課住宅・下水道係(伊佐市菱刈庁舎)
担当 愛甲、有村

8 プロポーザル参加承認について

提出されたプロポーザル参加表明書及び参加資格を証する書類等をもとに事務局で審査を行うとともに、参加資格を有する者を技術提案書等の提出者として承認する。

審査結果については、令和2年6月22日(月)中にFAXにて通知するので、必ず受取り確認用のFAXを返信すること。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査(評価)に係る質問は一切受け付けない。なお、質問の受付は、質問内容ごとに下記のとおり2回実施する。

- (1) 書式等指定の様式による(様式-2)
- (2) 提出方法 E-MAIL 又は FAX(送信後、電話にて着信を確認すること)
- (3) 提出期限 1回目: 参加申込書等に係る質問
令和2年6月8日(月) 午後5時まで
2回目: 技術提案書等に係る質問
令和2年6月24日(水) 午後5時まで
- (4) 回答日 1回目: 令和2年6月11日(木)
2回目: 令和2年6月29日(月)

- (5) 回答方法 1 回目：本市ホームページに掲載する。
2 回目：回答書を FAX にて提案者全員に送付する。

10 技術提案書等について

- (1) 提案書類 別紙「伊佐市農業集落排水事業地方公営企業法適用支援業務委託様式集」参照
- (2) 書式等 指定の様式による（様式-3～16）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
持参の場合、伊佐市役所閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。（持参・郵送共に提出期限内必着）
- (4) 提出部数 正本1部、副本9部 合計10部（紙媒体）
- (5) 提出期限 令和2年7月 3日（金） 午後5時まで
- (6) 提出先 伊佐市建設課住宅・下水道係（伊佐市菱刈庁舎）
担当 愛甲、有村
- (7) 次の場合は、技術提案は、無効とする。
- ①提出書類に、虚偽の記載をした場合
 - ②技術提案書の作成に当って、不正行為が判明した場合
 - ③提出書類等のサイズ、内容が示された条件に適合していない場合
 - ④提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合
- (8) その他
- ①技術提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
 - ②提出期限内における技術提案書等の差し替え・再提出は可能である。
 - ③技術提案書等に記載した配置予定の管理技術者、照査技術者は、原則として変更できないものとする。
ただし、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
 - ④技術提案書等の作成にあたり、本業務に必要と思われる既存資料を閲覧することができ、閲覧期間は令和2年6月 8日（月）から令和2年6月 23日（火）の午前9時～午後5時とする。ただし、閲覧については、事前に末尾に記載する事務局まで電話にて問い合わせ、閲覧希望資料を書面にて提出すること。（土日、祝日除く。）
 - ⑤提出の際は、各一式フラットファイルA4-S（ブルー）に綴り、合計10部提出すること
 - ⑥様式-3及び様式-4、様式-6、様式-8、様式-10にのみ会社名を記入すること。それ以外の書類（フラットファイルを含む。）には、会社名や会社名を推定することができるマーク・ロゴ等は記入しないこと。
 - ⑦書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - ⑧本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。
 - ⑨なお、プロポーザル参加表明書を提出した者で、技術提案書等を提出しない者は、辞退届けを提出すること。（様式自由）

11 見積書及び積算内訳書について

- (1) 書式等 自由 (A4 版)
なお、年度毎 (R2、R3、R4) の業務委託料が分かるように作成すること。
- (2) 提出日 令和 2 年 7 月 3 日 (金) 午後 5 時まで
- (3) 提出部数 正本 1 部、副本 9 部
- (4) 提出先 伊佐市建設課住宅・下水道係 (伊佐市菱刈庁舎)
担当 愛甲、有村

12 1 次審査

1 次審査は、10 により提出された技術提案書等により、審査委員会において審査を実施し、1 次審査点の合計点の上位から概ね 3 者を選定する。審査結果は各応募者に通知する。
※ 提案者が 3 者以下の場合、提案者全てを 1 次審査による選定者とし、1 次審査の評価対象、評価項目による審査採点は、2 次審査時に実施する。

13 2 次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)

2 次審査は、1 次審査による選定者を対象に 10 により提出された技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において 2 次審査の採点を行う。
また、1 次審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果により再度審査を実施し 2 次審査として全項目を評価する。
なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時、場所及び実施方法等の詳細については後日通知する。

14 評価項目

- (1) 1 次審査の評価項目及び評価の着眼点 (判断基準) は、以下のとおりとする。
※ 1 次審査による選定者に関しては、2 次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) の実施結果を踏まえて、1 次審査の全項目を再度評価するものとする。

評価対象	評価項目		評価の着眼点
法人 (50 点)	経営健全性・経営力		経営状況が健全であるか
	品質管理及び 情報保護対策等	資格要件	品質、環境、情報セキュリティ等の資格
	技術力の確認	同種・類似業務 の実績	過去 5 年間の同種・類似業務の実績
	地域精通度		サポート拠点の有無
予定技術者 (70 点)	管理技術者	同種業務の実 績等	過去 5 年間の同種業務の実績 取得資格
	照査技術者	同種業務の実 績等	過去 5 年間の同種業務の実績 取得資格
	担当技術者	同種・類似業務 の実績等	過去 5 年間の同種・類似業務の実績 取得資格

技術提案 (280点)	全般	業務実施体制 的的確性	本業務に従事するスタッフの配置計画や業務 実施体制、機動性等について総合的に判断す る。
		業務工程計画 の妥当性	業務の工程は綿密かつ問題なく計画されてい るか。
	各業務	知識・経験の確 認	各業務ごとの過去5年間の同種・類似業務の実 績
		提案内容の説 得性、実現性、 的確性	業務の実施方針や実施手法などに関する提案 趣旨や内容に説得性、実現性があり、本市に適 応したものか。
	追加提案	追加提案	業務の目的を達成するために、積極的な意見・ 提案がなされているか。 本業務を通じて本市下水道事業の健全な運営 に資する支援が可能か。
		追加提案の実 施計画	追加提案内容の実現に向けて、どのような実施 体制を検討しているか
追加提案内容 の実現度		追加提案内容に説得性、実現性があり、本市に 適応したものか。	

(2) 2次審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)は、以下のとおりとする。

評価対象	評価項目	評価の着眼点
プレゼンテ ーション・ ヒアリング (40点)	技術者の専門技術力	実績として挙げた業務の担当分野に中心的・主体 的に参画したことが伺えるか
	取組み姿勢 コミュニケーション力	本市下水道事業の現状認識や本業務の目的、条 件、内容等の理解が十分か。 提案説明や質問に対する応答は、適正になされて いるか。
コスト (10点)	見積額の妥当性	コスト削減手法の提案及び努力をしているか。ま た、仕様内容と見積額に妥当性があるか

15 優先交渉事業者及び次点者の選定

優先交渉事業者及び次点者の選定は、次の計算方法によって算出する評価値の最も高いもの及び次点をもって行うものとする。

評価値＝各委員の審査評価点の和

なお、評価値が同点で2者以上となった場合は、見積金額の低い者を優先交渉事業者として選定するものとする。次点者についても同様とする。

※提案者が1者のみである場合は、評価値を審査委員の数で除した評価値が315点以上であれば交渉事業者とする。

16 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉事業者が決定した後、速やかに2次審査参加者全員に文書で通知するものとする。

17 契約の締結

優先交渉事業者に選定された者と本業務の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- ① 要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

18 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 採用案の著作権は、伊佐市に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の返却は行わない。

なお、本件に係る情報公開請求があったときは、伊佐市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開する。

- (4) 提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことができない。
- (5) 共同企業体による本プロポーザルへの参加は受け付けない。

<問い合わせ及び書類提出先（事務局）>

〒895-2701 鹿児島県伊佐市菱刈前目 2106 番地

伊佐市 建設課 住宅・下水道係 （伊佐市菱刈庁舎 2階）

担 当 : 愛甲、有村

T E L : 0995-23-1311 F A X : 0995-26-1202

e-mail : gesuidou@city.isa.lg.jp